

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、富士駅北口第一地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第1項の規定により公告する。

令和5年7月18日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

富士駅北口第一地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

設立認可公告の日から令和11年3月末日まで

3 施行地区に含まれる地域の名称

富士市本町20番1、20番2、20番3、20番4、20番5、20番6、20番7、21番、22番、544番、545番、546番、547番、548番、549番、550番、551番、552番、553番、554番、555番、556番、557番、558番、559番、560番、561番、562番、563番、564番、565番、566番、567番、568番、569番、570番、571番、572番、573番、574番、575番、576番、577番、578番、579番、580番、581番、582番、583番、584番、590番の一部、596番の一部、597番の一部、598番の一部、599番、600番、601番、602番、603番

4 事務所の所在地

富士市富士町6番2号

5 設立認可の年月日

令和5年7月14日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

7 公告の方法

事務所の掲示場に掲示する。

8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和5年8月16日